

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約書)

第2条 実施要綱第3条第1項に規定する契約書には、次に掲げる事項を定めること。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価対象施設
- (4) 評価項目及び手法
- (5) 評価調査者
- (6) 契約金額及び支払い方法
- (7) 評価機関の義務
- (8) 受審事業者の義務
- (9) 公表及び県への報告
- (10) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 損害賠償及び苦情対応

(事業者の組織及び事業の概要等を示す書類)

第3条 実施要綱第4条第2項に規定する事業者の組織及び事業の概要等を示す書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要（施設概要）
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び附属書類
- (5) 事業報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 組織図（事務分掌表）

(公表の同意)

第4条 実施要綱第8条第1項に規定する事業者の同意は、同意書（様式第3号）を提出することにより行うものとする。

(評価機関の公表内容等)

第5条 実施要綱第8条第2項の規定による公表は、同意が得られた場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価結果（様式第1号）により、同意が得られない場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価結果（様式第2号）により評価機関のホームページで公開するとともに、事務所に公表書類を備え置く方法等により行うものとする。

2 公表の期間は、公表の翌年度から起算し3年間とする。

(知事の公表内容)

第6条 前条の規定は、実施要綱第9条第2項に規定する知事が行う公表について準用する。

(受審証明書)

第7条 実施要綱第10条の規定による証明は、同要綱第8条第1項による公表の同意がない場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-1号）によ

り、同意があった場合にあつては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-2号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(様式 1 - 第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

1 第三者評価機関名

--

2 施設・事業所情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
専門職員	(専門職の名称) 名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)

3 理念・基本方針

--

4 施設・事業所の特徴的な取組

--

5 第三者評価の受審状況

評価実施期間	年 月 日 (契約日) ~ 年 月 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	回 (年度)

6 総評

◇特に評価の高い点

◇改善を求められる点

7 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- 8 各評価項目にかかる第三者評価結果
別紙のとおり (施設の区分に応じ福祉サービス第三者評価結果票を添付する。)

(様式 2 - 第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年 月 日

1 事業者情報

(1) 名 称

(2) 種 別

(3) 代表者氏名

(4) 定員 (利用人数)

(5) 所 在 地

TEL

本評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月 日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、評価結果については公表いたしません。

第三者評価機関名

(様式2 - 県公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年 月 日

1 第三者評価機関名

2 事業者情報

(1) 名 称

(2) 種 別

(3) 代表者氏名

(4) 定員 (利用人数)

(5) 所 在 地

TEL

上記評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月 日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第9条第2項の規定に基づき、評価結果については公表いたしません。

宮城県知事

(様式3)

同 意 書

宮城県福祉サービス第三者評価の評価結果について、評価機関及び宮城県が公表することに同意します。

記

1 対象事業所名

2 契 約 日

3 公表方法

- (1) 評価機関のホームページへの掲載
- (2) 評価機関の事務所における閲覧
- (3) 宮城県のホームページへの掲載
- (4) 宮城県の保健福祉事務所等の福祉関連施設における閲覧
- (5) 独立行政法人 福祉医療機構の運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAMNET)」への掲載

年 月 日

評価機関名

代表者氏名 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価 受審証明書

事業所名 ○○○○○○○○○○○

上記事業所は宮城県福祉サービス第三者評価を受審したことを証します

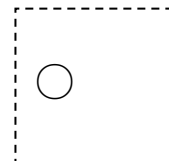
1 サービス種別 ○○○○○○○○○○○

2 受審年度 ○○○○年度

3 評価機関名 ○○○○○○○○○○○

○○○○年○○月○○日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○



宮城県福祉サービス第三者評価 受審証明書

事業所名 ○○○○○○○○○○○

上記事業所は宮城県福祉サービス第三者評価を受審し
その結果を公表していることを証します

1 サービス種別 ○○○○○○○○○○○

2 受審年度 ○○○○年度

3 評価機関名 ○○○○○○○○○○○

4 公表方法

- (1) 評価機関のホームページへの掲載
- (2) 評価機関の事務所における閲覧
- (3) 宮城県のホームページへの掲載
- (4) 宮城県の保健福祉事務所等の福祉関連施設における閲覧
- (5) 独立行政法人 福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAMNET)」への掲載

5 公表期間

○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日まで

○○○○年○○月○○日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

